



2019年6月28日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松澤 幹夫
(コード番号 6706 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 伊藤 一浩
(TEL. 03 - 3216 - 1671)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2019年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2018年12月上旬に受けた国税当局の税務調査の過程で、当社の一拠点について不適切な会計処理の可能性を認識し、その後関係者に対して行った調査の結果、当該拠点において、原価の付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。このため、かかる不適切な会計処理の内容を明らかにするとともに、同種の事案が発生していないかを明らかにするため、他の拠点に対する調査を行いました。

社内自主点検の結果、複数の拠点において原価の付替えによる不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、当社と利害関係を有しない社外有識者（弁護士及び公認会計士）を含む調査チームを2019年4月25日に設置し、事実関係及びその内容についてより厳格な調査を実施することを決定いたしました。

調査チームの調査の結果、複数の拠点において意図的な契約番号間の原価の付替え処理が発覚し、その多くが施工部門の課長等の管理職が自ら、あるいは部下の施工担当者と共謀し、協力業者に対して見積書、請求書等の改ざんを依頼し、又は、虚偽の内容で原価振替申請書を作成することによって行われていました。

これらの調査の結果、判明した事実は、以下に掲げる事項が内部統制上の不備であると考えられ、関連する全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制に整備上及び運用上の開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

- (1) 稼働時間の原価計上ルールの不備
- (2) 原価付替えに係る教育の不十分さ
- (3) 部門間の牽制や部門内のチェック機能の不備

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までには是正されなかった理由は、社外の専門家によって構成された調査チームの設置が2019年4月25日であり、調査チームによる調査報告書の受領が2019年6月5日であったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、以下の再発防止策を真摯に検討、実施し内部統制の改善を図ってまいります。

- (1) 原価計上ルールの明確化および再検討
- (2) 組織の見直し等による牽制機能の強化
- (3) 監査部門によるチェック機能の強化
- (4) 全従業員への教育の徹底

今後も、本件改善策につきましては継続的なモニタリングを行うとともに、引続き再発防止策に掲げた対応策を推進いたします。

4. 連結財務諸表等に与える影響

開示すべき重要な不備に起因する調査結果に基づく必要な修正事項は、財務諸表及び連結財務諸表において適正に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上